

# 1. 幼児教育・保育無償化の概要①

資料3

幼児教育・保育の無償化の対象		無償化の範囲等	無償化の割合
①	子ども・子育て支援新制度対象施設等※ 〔認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育・企業主導型保育等※〕	3～5歳：全ての子ども 0～2歳：住民税非課税世帯	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 〔公立は市町村 10/10〕
②	子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園（私学助成園）	3～5歳：月額25,700円※を上限に助成 ※ 新制度における利用者負担額の上限	
③	幼稚園預かり保育	3～5歳：保育が必要な児童を対象に月額11,300円を上限に助成	
③	認可外保育施設	3～5歳：保育が必要な児童を対象に月額37,000円を上限に助成	
⑤	一時預かり・ファミリー・サポートセンター・病児保育	0～2歳：保育が必要かつ住民税非課税世帯を対象に月額42,000円を上限に助成	

※例示の他、家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育・障害児通園・入所施設

# 1. 幼児教育・保育無償化の概要②

項目	内容
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 認可外保育施設の届出を行うこと</li><li>○ <b>指導監督基準を満たす</b>こと（5年間の経過措置有）</li></ul>
対象となる時期 （3～5歳児）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 幼稚園：満3歳（3歳になった日）～</li><li>○ 保育所：3歳児クラス（3歳になった最初の4月）～</li></ul>
サービスの併用	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 認可外＋ベビーシッター → 37,000円/月助成</li><li>○ 保育所＋障害児通園施設 → 無償</li></ul>

項目	内容
無償化の対象	通園送迎費・食材料費・行事費などの保護者から徴収している経費は除く
利用者への支払い	新制度対象施設：現物給付（利用者は保育料を払わない） 新制度対象外幼稚園：現物給付 又は 償還払い 認可外保育施設等：償還払いを基本とする
実施時期	<b>2019年10月から（予定）</b>

# 1. 幼児教育・保育無償化の概要③

## 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

2月18日 国新制度説明会資料

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のよう  
な取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
    - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
  - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
    - ※ 詳細は4ページ。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



## ・副食費とは？

○おかず等の部分 ※主食（お米、麺、パン等）以外のすべてが対象です（おやつも含む）。



## ・無償化開始による副食費の取扱いについて

○3歳～5歳の副食費は、幼稚園・保育所等による実費徴収が基本です。

※保育所等については、現在保育料の中に副食費が含まれています。

## ・副食費の無償になる人とは？

○生活保護世帯

○年収360万円未満相当の世帯のすべての子ども

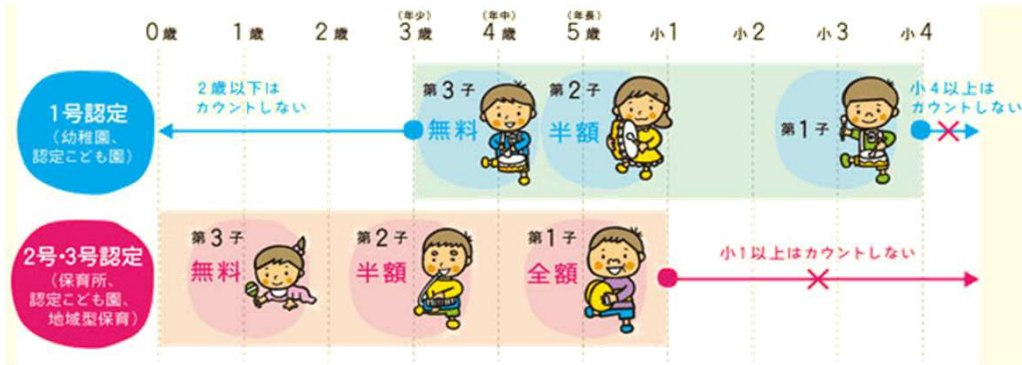
○全所得階層の第3子以降※1

※1 子どもの数え方は、保育料の多子軽減と同じです。



〈子どもの数え方〉

○年収360万円以上の世帯



・1号認定：小学校3年生以下の範囲で、最年長の子どもから順にカウントする。

・2号、3号認定：小学校就学前の範囲で、幼稚園・保育園等を同時に利用する最年長の子どもから順にカウントする。

○年収360万円未満の世帯

・年収360万円未満の世帯の全ての児童について、副食費免除の対象となる。